

会計	繰越	検算	転記		
(3)	(3)	(27)		0	

<国会議員関係政治団体・資金管理団体用>

(その1)

収 支 報 告 書

記入もれ注意

令和 5 年分

チェックもれ注意

(ふ り が な)
1 政治団体の名称

和 秋 会

2 主たる事務所の所在地

長崎県長崎市羅町4番24号

3 代表者の氏名

安井 忠行

4 会計責任者の氏名

松村 善治

政治団体の区分

- ☐ 政党の支部
☒ その他の政治団体

チェックもれ注意

活動区域の区分

- ☒ 2以上の都道府県の区域等
☐ 同一の都道府県の区域内

事務担当者

氏名 _____
電話 _____
氏名 _____
電話 _____

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無 (以下、この欄の記載不要です。)

公職の種類 _____

資金管理団体の _____

届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 秋野 公造

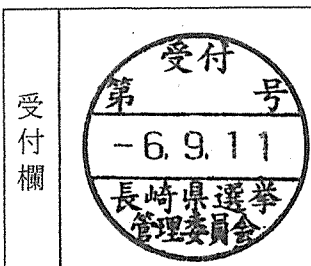
公職の種類 参議院議員現職

資金管理団体の指定の期間

年 月 日から
年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年 月 日から
年 月 日まで



2587

105740

(その2)

収支の状況

必ず記入してください。
(0の場合は0と記入)

1 収支の総括表

収 入 総 額		円 213,027
(前年からの繰越額)		425,025
(本年の収入額)		328,002
支 出 総 額		258,520
翌年への繰越額		554,527

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	円 0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	円 0	
(う ち 特 定 寄 附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	記入もれ注意 (ア) + (イ) + (ウ)
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	0	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
	円	
和利会設立5周年記念祝賀会	328,000	2023.2.27 平安閣サロニール(長崎市)
この頁の小計	328,000	
合計	328,000	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
	円	
こ の 頁 の 小 計		
1 件 10 万 円 未 満 の も の	2	
合 計	2	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	円	
(1) 人 件 費		
(2) 光 熱 水 費		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		
(4) 事 務 所 費		
小 計	0	記入もれ注意
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費		
(2) 選 挙 関 係 費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	258,500	記入もれ注意 ア+イ+ウ+エ
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣 伝 事 業 費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	258,500	
エ その他の事業費		
(4) 調 査 研 究 費		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		
(6) そ の 他 の 経 費		
小 計	258,500	記入もれ注意
合 計	258,500	

(注) 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を備考欄に記載し、併せて(その16)の添付が必要です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 政治資金パーティ開催事業費 (和歌山県議会議員選挙区)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
和歌山県議会議員選挙区 (2023.2.27開催)	円 253,000	2023.2.27	株式会社平岡サマリエール	長崎県大村市2番4号	
同上 卓花氏	5,500	2023.2.27	アール・サマリエール	長崎県大村市2番18号	
この頁の小計	258,500				
その他の支出	0				
合 計	258,500				

(注1) 国会議員関係政治団体は1件1万円超の支出、資金管理団体は1件5万円以上の支出について記載すること。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の「項目別区分」の項目ごとに、最後の頁に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(注1) 項目ごとの資産の有無について、「□」内に「レ」を記入すること。

(注2) 有に記入した場合、項目別に様式（その18）に内訳を記載すること。

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- ~~2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）~~
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 9 月 11 日

記入もれ注意

政治団体の名称

和 秋 会

会計責任者の氏名

松村善治

(印)

(代表者の氏名

(印))

(備考)

代表者は解散時のみ

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和6年11月12日

和秋会

代表 安井 忠行 殿

登録政治資金監査人

松尾友平

登録番号 第2782号

研修了年月日 平成21年6月5日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、政治団体
和秋会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象とし
て、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を微し
難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された
振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定
める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づ
き行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取
した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難か
った支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニ
ュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、和秋会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の
実施が困難であると松尾友平が判断したため、長崎市興善町7番7号 松尾友平税理士事務所に
おいて行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書
等を微し難かった支出の明細書、振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治
団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任
者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告
書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書に基づいて支出の状
況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を微し難かった支出の明細書
及び振込明細書に係る支出は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

和秋会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また和秋会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上